

学校法人四天王寺学園情報公開規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人四天王寺学園（以下「学園」という。）が有する情報を積極的に公開することによって、学園の公共性や社会的責任を明確にすることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「情報」とは、学園が職務上作成、または取得した文書、記録、図画および電磁的記録であって、学園が用いるものとして保有しているものをいう。

2 この規程において「公開」とは、学園が有する情報を自主的に公表することを言う。

(公開する情報の範囲)

第3条 学園は、次の各号に定める情報について、ホームページ等を通じて、広く社会に公開する。

(1) 学校の基本情報

- ア 建学の精神、学園訓
- イ 学園の沿革
- ウ 組織構成及び教員数
- エ 校地・校舎等の施設・設備に関する情報

(2) 財務及び経営に関する情報

- ア 事業計画書
- イ 事業報告書
- ウ 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- エ 学生等納付金額
- オ 役員名簿
- カ 役員報酬に関する基準
- キ 監事監査報告書

(3) 教育活動に関する情報

- ア 学部、研究科等の構成
- イ 教育研究上の目的
- ウ 入学者数、在学生数、卒業生数、進路状況等
- エ 学部、研究科等の入学者に関する受入方針
- オ 授業科目、授業の方法、内容の概要
- カ 学修の成果に係る評価の基準及び卒業又は修了にあたっての基準

- (4) 学校・生徒・児童の活動に関する情報
 - ア 学生等の在籍状況
 - イ 奨学金等の修学支援制度に関する情報
 - ウ 卒業者に関する情報
 - エ 課外活動団体の活動状況
- (5) 研究活動に関する情報
 - ア 教員組織
 - イ 教員の教育研究業績
 - ウ 研究倫理、研究活動規範等に関する情報
- (6) 評価に関する情報
 - ア 自己点検・評価報告書
 - イ 認証評価結果およびその対応についての報告書
 - ウ FD 活動の状況
- (7) コンプライアンスに関する情報
 - ア 公益通報制度についての情報
 - イ 個人情報保護についての取り組み
- (8) 規則に関する情報
 - ア 寄附行為
 - イ 学則

(情報の管理・公開の義務)

第4条 事務組織の部長、センター長、付属施設長、および課長は、それぞれの所管事務にかかる情報(以下「所管情報」という。)を適正に管理し、本規程に基づき公開しなければならない。

2 前項の部長、センター長、付属施設長、および課長は、各事務組織の情報公開責任者(以下「情報責任者」という。)となる。

3 情報責任者及び各部署は、所管情報の漏洩、紛失、毀損及び改ざんの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 前条(2)においては、閲覧請求があった場合には閲覧できるよう作成日から5年間備え置く。

5 前条(8)アにおいては、閲覧請求があった場合には閲覧できるよう最新のものを備え置く。

(閲覧請求)

第5条 閲覧に供する文書については、別に公開文書管理規程および公開文書取扱要領を定める。

(非公開情報)

第6条 第3条に定める公開情報に、次の各号のいずれかの情報が含まれている場合は

当該情報を非公開とする。

- (1) 法令等の規程により公にすることができない情報。
- (2) 個人に関する情報であつて、特定個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規程により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 役員及び教職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該役員及び教職員の氏名及び職務の内容であつて当該個人の権利利益を侵害するおそれのないもの
- (3) 学園以外の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であつて、公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位、信頼関係、その他不当な利益を害するおそれがあるもの。

(関係法令等の遵守)

第7条 情報責任者は、所管情報の管理、公開において、関係法令、契約による義務及び関連する諸規程等を遵守しなければならない。

(事務)

第8条 この規程における情報の管理及び公開に関する事務のうち、各部署に関する事項は各部署で処理し、それ以外のホームページ等による公開に関する事務は四天王寺大学総務課が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、四天王寺高等学校・中学校および四天王寺東高等学校・中学校、四天王寺小学校における情報の管理及び公開に関する事務は、各学校の総務課が行う。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。